

令和8年度 宜野湾市保育所利用調整基準表

就学前児童数
(R2.4.2以降生まれ) 人

【児童氏名】

点

基本指数		調整指数
父	母	

基本指数	就労時間【月あたり】	父	母
		10	10
就労 被雇用者 及び 自営業	月160時間以上	9	9
	月140時間以上160時間未満	8	8
	月120時間以上140時間未満	7	7
	月100時間以上120時間未満	6	6
	月80時間以上100時間未満	5	5
	月64時間以上80時間未満		
	<small>※休憩時間は就労時間に含む。 ※以下の(1)~(5)の場合は添付資料の提出が必要。添付資料の提出が無い場合は『求職活動』として取り扱う。 (1)自営業中心者 ①令和7年1月1日以前から開始している方→直近の税申告書の控えの写し ②令和7年1月1日以降から開始している方→開業届の控えの写し または 営業許可証の写し (2)自営業専従者→自営業中心者に関する添付資料(①のみ) (3)家族従事者・協力者→自営業中心者に関する添付資料(①または②) (4)法人役員→登記事項証明書(登記簿謄本)の写し (5)業務委託・内職→業務委託契約書の写し</small>		
求職	求職活動をしている(※就労や介護・看護等にあたる時間が月64時間未満の場合も含む。)	3	3
妊娠・出産	入所希望日時点からみて、産前3カ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日 (※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません。)		6
基本指数	就学 通学 及び 通信	授業(学習)時間【月あたり】	
		父	母
		10	10
		9	9
		8	8
		7	7
		6	6
5	5		
<small>※通学制の場合、授業の間の拘束時間は授業(学習)時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業(学習)時間として計算する。 ※通学・通信制どちらの場合についても、自習時間は授業(学習)時間に含まない。</small>			
疾病・障がい	診断書	※診断書と手帳等の両方がある場合は指数の高い方を基準点とする。	
		①病状等から該当するもの	②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの
		a. <input type="checkbox"/> 2 c. <input type="checkbox"/> 4 b. <input type="checkbox"/> 3 d. <input type="checkbox"/> 5	I. <input type="checkbox"/> 2 III. <input type="checkbox"/> 4 II. <input type="checkbox"/> 3 IV. <input type="checkbox"/> 5
身体・精神障がい者手帳	1・2級 <input type="checkbox"/> 10 3級 <input type="checkbox"/> 8 4級以下 <input type="checkbox"/> 6		
療育手帳	A1・A2もしくはB1 <input type="checkbox"/> 10 B2 <input type="checkbox"/> 8		
看護・介護	<input type="checkbox"/> 身体・精神障がい者手帳1・2級 <input type="checkbox"/> 療育手帳A1・A2・B1 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証要介護5 <input type="checkbox"/> 診断書⑥⑦	10	10
	<input type="checkbox"/> 身体・精神障がい者手帳3級 <input type="checkbox"/> 療育手帳B2 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証要介護3・4 <input type="checkbox"/> 診断書④⑤	8	8
	<input type="checkbox"/> 身体・精神障がい者手帳4級以下 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証要介護1・2 <input type="checkbox"/> 診断書③	6	6
	<input type="checkbox"/> 診断書②	4	4
災害	家屋等が災害を受け、復旧にあたっている	10	10
その他	<input type="checkbox"/> 不在(※本島外への単身赴任) <input type="checkbox"/> 離別・死亡(※離婚前提の証明ができる別居を含む) <input type="checkbox"/> 不存在(※満65歳以上の祖父母が監護している)	10	10
調整指数	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯(※離別、未婚、死亡、拘禁、離婚調停中等)【※根拠資料の提出が必要】	6	
	<input type="checkbox"/> 準ひとり親世帯(※本島外への単身赴任、離婚を前提とした別居等)	2	
	<input type="checkbox"/> 祖父母が申込児童を保護者の代わりに監護している(※祖父母の年齢に関わらず)	4	
	<input type="checkbox"/> 令和8年4月1日時点で母が18歳未満(※平成20年4月2日以降に生まれた人)	2	
	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯【※根拠資料の提出が必要】	2	
	<input type="checkbox"/> 障がい者(児)がいる世帯【※根拠資料の提出が必要】	2	
	<input type="checkbox"/> 多子世帯(※同一世帯、かつ、未就学児が3人以上)	1	
	<input type="checkbox"/> 申込児童のきょうだい既に認可保育施設に在園(※認定こども園1号を含む)しており、令和8年4月以降も引き続き在園が見込まれる【※新規申込の場合】	1	
	<input type="checkbox"/> きょうだい同時新規申込(※転園申込児童は除き、多胎児同時申込の場合は右記加点よりさらに+1)	1	
	<input type="checkbox"/> 宜野湾市が支給認定しており、令和8年3月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童(※既に市内連携施設等への入所が内定している場合は申込不可)	20	
	<input type="checkbox"/> 里親世帯【※根拠資料の提出が必要】	20	
	<input type="checkbox"/> 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師(正准)・保健師・小学校教諭・養護教諭(すべて有資格者)として保育養護業務に従事している(※採用予定含む)【※根拠資料の提出が必要】	6	
	<input type="checkbox"/> 希望する保育施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる(※保護者からの申し出があった場合のみ適用する)	-20	
	<input type="checkbox"/> 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる(※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する)		
	<input type="checkbox"/> 過去に虚偽の申請をしたことがある方(※課内協議の上、減点する指数を決定します)		
<input type="checkbox"/> 現年度分・過年度分で滞納月が2ヵ月分あれば-2点、それ以上に滞納している場合は滞納月1ヵ月分ごとに-2点(※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う)			
<input type="checkbox"/> 市長が特に必要と認めた場合(※課内協議の上、付与する指数を決定します)			